

人権が尊重されるまち長浜をつくる条例

【前文】

私たちは、生まれや姿、言葉や習慣、価値観や生き方、性別や年齢、一人として同じ人はありませんが、生きていることの重さや存在に違いはありません。人はけっして一人では生きていけず、多くの命とかかわり合い、ときには支え、互いに励まし合って生きています。

ところが、めまぐるしく変化する社会のなかで、知らず知らずのうちに人はこの大切なことを置き忘れ、心の壁をつくってしまうことがあります。

私たちは、どんなときでも、すべての命を尊び、互いに認め合う心を持ち続けている市民でありたいと願っています。その願いを現実にし、あらゆる場面で、あらゆる方法で、市民が一つになって差別のない平和で明るいまちをつくるため、この条例をつくりま

長浜市人権尊重都市宣言の理念を踏まえて、市民相互の愛と信頼にあふれた明るく住みよい長浜市実現のための理念をまとめています。多くの人に読んでもらう機会を考え、読みやすい口語体でまとめています。

【目的】第1条

この条例は、市民一人ひとりが人権意識を高め、自らの取り組みにより、人権が尊重されるまち長浜をつくることを目的とします。

この条例は、日本国憲法の理念と長浜市人権尊重都市宣言の主旨に基づき、市民一人ひとりが人権意識を高め、主体的な取り組みにより、お互いの人権が尊重し合える明るく住みよいまちの実現を目指して定めるものです。

【市の役割】第2条

市は、前条の目的を達成するため、地域、学校、家庭、企業、関係機関、団体等と協力し合い、必要な施策(以下「施策」といいます。)を進めます。

市は、市民が共に生きる明るいまちの実現のため、さまざまな施策を実施していますが、まだまだ人権が侵害されたり、社会の中で不合理が存在しています。これらの課題解決や市民の皆さんの人権を擁護するために、市の責務として必要な啓発、学習などの推進に取り組んでいきます。

【市民のつとめ】第3条

市民は、自ら人権意識を高めるとともに、お互いの人権を尊重し合うように努めます。

人は生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。しかし、いまだに私たちの身の回りでは、職業、学歴、身体、性別などによるさまざまな差別や偏見が残されています。そして、最も大事な命の尊厳が軽視されている風潮が社会には見受けられます。このような社会の中で、私たちは生活していることに気づき、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重しあうとともに、自分自身の問題としてとらえ、行動していこうという自覚を持つことが大切です。

【基本計画】第4条

市は、施策を総合的に進めるための基本となる計画を定めます。

人権に関する具体的な施策を示した基本計画を策定します。

【推進体制の整備】第5条

市は、施策を効果的に進めるために必要な推進体制の整備に努めます。

人権に関する施策の推進については、市民の皆さんの理解と協力が必要です。そのため、行政による総合的な推進体制と、市民の皆さんが参画していただける推進体制の充実に努めます。

【審議会】第6条

この条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、長浜市人権尊重審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定めます。

【委任】第7条

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成18年9月25日から施行します。